

倉敷市立短期大学内部監査規程

(平成27年4月15日学長決定)

(趣旨)

第1条 倉敷市立短期大学における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の内部監査については、この規定の定めるところによる。

(内部監査体制)

第2条 最高管理責任者は、補助金の適正な執行を確保するため、経費の執行に関わらない事務職員及び当該補助金を受給していない教員等を内部監査委員として指名する。

(監査の実施)

第3条 最高管理責任者は、年1回以上、内部監査委員に、内部監査を実施させるものとする。

(監査の報告)

第4条 内部監査の結果については、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。